

随意契約の結果

【令和4年4月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	【01-05】 種別 【06-01】 内容・場所・期間等	【09-09】 契約番号	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手の氏名 及び住所	契約相手の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
												公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	志礼・応募者数	
虎ノ門二丁目地区に係る業務棟 (仮称)のビル名称等検討業務			分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 諸隈 慎一 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年4月26日	(株) 乃村工藝社 東京都港区台場2-3-4	4010401023652	9,993,500円	9,993,500円	100.0%	本業務は、開発構想、設計思想、施設環境及び地域特性等を分析し、ブランディングの元となる基本的な考え方・根本的な思想等を整理する。その上でプランニング基本方針を策定し、業務棟(仮称)に関する候補名称及びロゴマークの開発及び選定過程における補助業務を通じてビル名称及びロゴマーク決定を推進し、ひいては業務棟(仮称)の地域と一般からのイメージと資産価値の向上等に寄与することを目的とする業務である。 本業務を履行するには専門的な知識を必要とすることから、業務受託者の選定は企画提案方式によることとした。 当該法人からの企画提案書を総合的に判断した結果、最適であると特定されたため、会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
令和4年度愛宕山周辺地区 (F・G地区)市街地再開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査			契約担当役 東日本都市再生本部長 中山 靖史 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年4月1日	(公財) 東京都スポーツ文化事業団 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-2-9-9	5011005003759	103,532,000円	103,532,000円	100.0%	本業務は、愛宕山一丁目7他において、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査を行うものである。本業務を実施するにあたっては、法令(文化財保護法第94条第3項、文化財保護法施行令第5条)に基づく都道府県教育委員会との協議を行うことにより、契約相手を定めることとなっており、東京都教育委員会との協議の結果、当該法人を契約相手方とすることとなった。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該法人と随意契約を行ったものである。	-				

※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
 ・予定価格が100万円を超える役務
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。